（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第二項中「第二七一〇・一九号の一の㈢」の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の㈣」を加える。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第四条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一〇〇一・一〇号、第一〇〇一・九〇号、第一〇〇三・〇〇号、第一〇〇八・九〇号の二の㈠」を「第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号、第一〇〇一・九九号、第一〇〇三・一〇号、第一〇〇三・九〇号、第一〇〇八・六〇号」に改める。

第四条中「第二七一〇・一一号の一の㈠のC」を「第二七一〇・一二号の一の㈠のC及び第二七一〇・二〇号の一の㈠のC」に改める。

第五条中「第二七一〇・一一号の一の㈡のBの⑵及び㈢」を「第二七一〇・一二号の一の㈡のBの⑵及び㈢」に改め、「第二七一〇・一九号の一の㈠のBの⑵及び㈡」の下に「並びに第二七一〇・二〇号の一の㈡のBの⑵及び㈢」を加える。

第六条中「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)」の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の㈣のAの(b)」を加え、「第二七一〇・一一号の一の㈢及び」を「第二七一〇・一二号の一の㈢」に改め、「第二七一〇・一九号の一の㈡」の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の㈢」を加える。

第二十条第一項第二十一号中「第七三一九・二〇号又は第七三二六・二〇号に掲げる物品」を「第七三一九・四〇号に掲げる物品のうち安全ピン」に改め、同項第二十五号を同項第二十六号とし、同項第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　関税率表第七三二六・二〇号に掲げる物品

第二十条第三項第二十一号中「第七三一九・二〇号又は第七三二六・二〇号に掲げる物品」を「第七三一九・四〇号に掲げる物品のうち安全ピン」に改め、同項第二十五号を同項第二十六号とし、同項第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　関税率表第七三二六・二〇号に掲げる物品

第二十条第五項第十二号中「第六四〇六・九一号又は第六四〇六・九九号」を「第六四〇六・九〇号」に改める。

第二十五条第二項第二号イ中「関税率表」の下に「第〇三〇六・一四号の一及び第〇三〇六・二四号の二に掲げる物品、同表」を加え、「第〇九一〇・一〇号の二の㈡」を「第〇九一〇・一一号の二の㈡及び第〇九一〇・一二号の二の㈡」に改め、「第一六〇四・一五号」の下に「及び第一六〇四・一七号」を加え、「第一六〇五・九〇号の二の㈢に掲げる物品のうちあわび及び帆立貝以外の軟体動物（気密容器入りのもの以外のものに限る。）並びに帆立貝」を「第一六〇五・五一号に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）、同表第一六〇五・五二号に掲げる物品、同表第一六〇五・五三号、第一六〇五・五五号、第一六〇五・五六号及び第一六〇五・五八号に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）、同表第一六〇五・五九号の二に掲げる物品のうち帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。以下この号において同じ。）以外のもの（気密容器入りのもの以外のものに限る。）及び帆立貝」に改める。

第三十四条第一項第十三号中「第二七一〇・一一号の一の㈠のC」を「第二七一〇・一二号の一の㈠のC及び第二七一〇・二〇号の一の㈠のC」に改め、同項第十四号中「第二七一〇・一一号の一の㈡のBの⑵及び」を「第二七一〇・一二号の一の㈡のBの⑵及び第二七一〇・二〇号の一の㈡のBの⑵」に改め、「第二七一〇・一九号の一の㈡のBの⑵」を加え、同項第十五号中「第二七一〇・一一号の一の㈢及び」を「第二七一〇・一二号の一の㈢」に改め、「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)」の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の㈣のAの(b)」を加える。

第四十条第一号中「関税率表」の下に「第〇一〇二・二九号、」を加え、同条第四号を次のように改める。

四　関税率表第〇三〇一・九九号の二の㈠、第〇三〇二・四一号、第〇三〇二・四二号、第〇三〇二・四三号の一、第〇三〇二・四四号、第〇三〇二・四五号、第〇三〇二・五一号、第〇三〇二・五四号の一、第〇三〇二・五五号、第〇三〇二・五九号の一、第〇三〇三・五一号、第〇三〇三・五三号の一、第〇三〇三・五四号、第〇三〇三・五五号、第〇三〇三・六三号、第〇三〇三・六六号の一、第〇三〇三・六七号、第〇三〇三・六九号の一、第〇三〇三・八九号の一、第〇三〇三・九〇号の二、第〇三〇四・四四号の一、第〇三〇四・四九号の一、第〇三〇四・五三号の一、第〇三〇四・五九号の一、第〇三〇四・七一号、第〇三〇四・七四号の一、第〇三〇四・七五号、第〇三〇四・七九号の一、第〇三〇四・八六号、第〇三〇四・八九号の一、第〇三〇四・九四号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・九九号の一、第〇三〇五・一〇号、第〇三〇五・一一号、第〇三〇五・六一号から第〇三〇六・三三号まで、第〇三〇七・二一号、第〇三〇七・七一号の一並びに第〇三〇七・七九号の一の㈠及び三の㈠に掲げる貨物

第四十条第五号中「第〇三〇二・七〇号の一」を「第〇三〇二・九〇号の一」に改め、同条第三十号を同条第三十三号とし、同条第二十五号から第二十九号までを三号ずつ繰り下げ、同条第二十四号中「第一二一二・二〇号」を「第一二一二・二一号」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第二十三号中「分みつ糖」を「分蜜糖」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条第十九号から第二十二号までを三号ずつ繰り下げ、同条第十八号中「分みつ糖」を「分蜜糖」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十七号中「分みつ糖」を「分蜜糖」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号を同条第十八号とし、同条第十四号中「第一二一二・二〇号の一の㈢」を「第一二一二・二一号の三」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十三号中「第一二一二・二〇号の一の㈠及び㈡」を「第一二一二・二一号の一及び二」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十二号を同条第十五号とし、同条第十一号を同条第十四号とし、同条第十号中「第一〇〇八・九〇号の二の㈠」を「第一〇〇八・六〇号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号中「第〇七一三・三三号の二の㈡」の下に「、第〇七一三・三四号の二の㈡、第〇七一三・三五号の二の㈡」を、「第〇七一三・五〇号の二の㈡」の下に「、第〇七一三・六〇号の二の㈡」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「第〇四〇一・三〇号の一」を「第〇四〇一・四〇号の一、第〇四〇一・五〇号の一」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「、第〇三〇七・四九号の一、第〇三〇七・九一号の三及び第〇三〇七・九九号の一の㈡」を「並びに第〇三〇七・四九号の一及び三」に改め、「もんごういか」の下に「（セピア・オフィキナリス）」を加え、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　関税率表第〇三〇七・九一号並びに第〇三〇七・九九号の一及び三に掲げる貨物のうち、いか（もんごういかを除く。）及び貝柱

第四十条第六号中「第〇三〇五・三〇号の二及び」を削り、「第〇三〇五・五九号の二」の下に「、第〇三〇五・六九号の二、第〇三〇五・七二号の二の㈡及び三の㈡並びに第〇三〇五・七九号の二の㈡及び三の㈡」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

六　関税率表第〇三〇五・三二号に掲げる貨物のうち、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）